

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

## 証拠説明書

2024年12月9日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理  
弁護士 愛須 勝也  
弁護士 諸 富 健

外10名



号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲24	個人情報の保護に関する基本方針	写し H16.4.2 (最終改訂 R4.4.1)	内閣	政府もプライバシーを含む個人情報の保護が憲法13条に基づく基本的人権であると明確に位置づけるに至っていること
甲25	個人情報保護法の解説第三	写し R4.6.20	園部逸夫、藤原静雄	法令に基づいて個人情報を外部に提供することが

	次改訂版（抜粋）				できるのは、当該個人情報 の取得等が必要との立法 意思が明らかにされてお り、当該法令によって保 護されるべき権利利益が 明確で、その取扱いも当 該法令の規定に照らして 合理的な範囲に限って行 われるものであるからで あること
甲 2 6	行政機関等個人情報保護法の解説（増補版）（抜粋）	写し	H17.8.25	総務省行政管理局	「法令」に該当するかどうかは、当該法令の趣旨目的から、個人情報の提供が許されていることが明確か否か、保護する利益も明確で、その提供範囲が合理的に留まるか否かが重要であること
甲 2 7	自衛隊への住基台帳基本4情報の紙媒体等提供の法的検討	写し		本多滝夫	自衛隊法施行令120条は本件名簿提供の根拠規定となりえないこと等
甲 2 8	口語防衛法	写し	1974.1.20	宇都宮静男	自衛隊法施行令120条により防衛大臣が提出を求めることができる資料

					は、施行令 114 条ないし 119 条に定められた地方公共団体の募集事務に関する資料に限られること
甲 29	自衛官の募集及び採用に関する訓令（抜粋）	写し	S30.12.28	防衛庁	自衛隊法等における「募集」の意味
甲 30	判例タイムズ 1386 号（最二小判平成 25 年 1 月 11 日）	写し	2013.5	株式会社判例タイムズ社	最高裁が、委任立法の適否を判断するについてはその規制の範囲や程度に応じた授權規定の明確性が重要となり得ることを明示的に述べ、その判断においては、立法過程における議論も斟酌することに言及したこと
甲 31	自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する質問主意書	写し	R5.11.17	参議院議員辻元清美	自衛隊法 97 条の立法過程において、住基 4 情報の提供とプライバシー権保護の関係に関して議論された事実があるか、政府に質問した事実
甲 32	参議院議員辻本清美君提出	写し	R5.12.1	内閣	甲 31 の質問に対し、自衛隊法 97 条の規定は、

	自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する質問に対する答弁書				同法の制定時から設けられているものであり、住民基本台帳法が制定される以前のものであることから、「住基4情報」に関して議論された事実は確認できなかつたと内閣が答弁した事実
甲33	奈良地方協力本部 資料請求・お問い合わせ	写し		自衛隊奈良地方協力本部	自衛隊奈良地本が提供された本件名簿を利用して、「防衛大学校生」や「防衛医科大学校生」の募集を行った事実